

佐賀県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十月四日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県条例第四十四号

佐賀県税条例の一部を改正する条例

佐賀県税条例（昭和三十年佐賀県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二十四条第一号中「第九条第五項」を「第九条第六項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

佐賀県税条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>(狩猟税の税率の特例)</p> <p>第二十四条 平成二十年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に受ける狩猟者の登録であつて次に掲げる登録のいずれかに該当するものに係る狩猟税の税率は、第六十五条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に二分の一を乗じた税率とする。</p> <p>一 対象鳥獣捕獲員(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成十九年法律第三百三十四号)第九条第六項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第五十六条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。次号において同じ。)</p> <p>に係る狩猟者の登録</p> <p>二 略</p>	<p>附 則</p> <p>(狩猟税の税率の特例)</p> <p>第二十四条 平成二十年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に受ける狩猟者の登録であつて次に掲げる登録のいずれかに該当するものに係る狩猟税の税率は、第六十五条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に二分の一を乗じた税率とする。</p> <p>一 対象鳥獣捕獲員(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成十九年法律第三百三十四号)第九条第五項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第五十六条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。次号において同じ。)</p> <p>に係る狩猟者の登録</p> <p>二 略</p>